

TKN社労士通信

2011年 クリスマス号

TKN 社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高野 裕之

連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13

電話: 03-6315-8830 FAX: 03-3795-9021

e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp

URL: <http://www.tkn-sr.jp>



どうなる? 「専業主婦」の年金制度見直し

◆2012年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を2等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

◆遺族年金はどうか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。

年次有給休暇の取得日数・取得率は?

◆労働者30人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成23年「就労条件総合調査」の結果を10月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者30人以上の企業であり、平成23年1月1日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について4,296企業が有効な回答を行いました。

◆年次有給休暇の取得状況

1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除く)は、労働者1人平均17.9日(前年17.9日)であり、そのうち労働者が取得した日数は8.6日(同8.5日)となっています。取得

率は 48.1%(同 47.1%)です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっており、規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- ・1,000人以上…55.3%(前年 53.5%)
- ・300～999人…46.0%(前年 44.9%)
- ・100～299人…44.7%(前年 45.0%)
- ・30～99人が…41.8%(前年 41.0%)

◆「仕事優先」か「プライベート優先か」

株式会社毎日コミュニケーションズが 2011 年 4 月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4 月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が 21.7 ポイント減少、「プライベート優先」が 22.5 ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性(55 歳)が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料(900 万円)の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料(150 万円)の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1 年ごとの再任用の繰り返しにより約 21 年間勤務していたそうです。(11 月 9 日判決)

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務

し、地方の事務所長を務めていた男性(当時 56 歳)が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週 5 回程度の接待(会社が費用を負担)に参加していたそうです。(10 月 26 日判決)

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設 2 店舗で働いていたアルバイトの男女(11 人)が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計 11 人を含め 568 人もおり、約 100 人が同様の申立てを検討しているとのこと。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。(10 月 25 日申立て)

12 月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12月15日~1月25日>
[労働基準監督署]

31日

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(税務署)]

当事務所よりひと言

2011年も暮れになり、本年も残り少なくなってきましたが、3月11日の東日本大震災の被害が未だ生々しく残っております。

2012年の新しい年から、未来に向けて我が国の輝かしい復興と発展を望んでおります。

さて来年の2012年7月1日からは、2010年に施行された改正育児介護休業法において、常時100人以下の企業に適用が猶予されていた複数の規定が、全ての企業を対象に全面施行されることとなります。そして厚生労働省からは、全面施行に関するリーフレットが発行されました。

(今号に同封しています)

改正育児介護休業法で、全面施行されるものとは・・・

1) 育児者への短時間勤務等措置の義務化

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていない者について、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければなりません。その短時間勤務措置とは、1日の所定労働時間を6時間とする措置を含むものとしなければなりません。

2) 育児者への所定外労働の免除

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3) 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば、年間5日まで、2人以上であれば年間10日まで、介護の為に休暇を取得する事ができます。

以上が全面施行されるものとなります。

2012年7月以降は、都道府県労働局や所轄労働基準監督署からの指導強化が予測されます。今の内から、就業規則の**育児介護休業規程の点検**をお勧めします。

当事務所では「**就業規則の無料診断**」を承っております。

お気軽にお問い合わせ下さい。

(高野 裕之)